受付番号

令和　　年　　月　　日

（応募申込書（表））

応募申込書

大阪市長　横山　英幸　様

　大阪市健康局が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者応募について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

１　本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。

２　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

３ 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有しない者でないこと。

４　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者でないこと。

５　国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。

６　大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

７　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

８　当局が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者でないこと。

９　本物件について、自己の都合により使用許可期間途中での終了を申し出てから１年を経過しない者でないこと。

10　募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、「応募価格」及び「応募者名（個人の場合は決定事業者のみ）」を公表することに同意します。

・申込者　　住所

（所在地)

　　　　　　電話番号

　　　　　　E-MAIL

　　　　　　氏名

　　　　　　（担当者氏名）

・応募物件

（応募申込書（裏））

　　設置を希望する場所の申込み欄に○を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | 設置場所 | 申込み |
| ア | 中野休日急病診療所 |  |

・添付書類

ア　誓約書（本市所定様式）

イ　<法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

ウ　<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります）

<個人>住民票の写し

エ　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等を受けていることを証する書類

※ イウについては発行後３か月以内のものに限ります。

令和　　年　　月　　日

（誓約書様式（表））

大阪市長　横山　英幸　様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名　　　　　　　　　　　　　　実 印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

住所

誓　　約　　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

（使用財産の表示）：例：中野休日急病診療所（東住吉区中野２丁目１番地５）

２　私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（誓約書様式（裏））

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2)　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3)　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4)　公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

　(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その

他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することと

なる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は

第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかな

る名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所

その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

　　ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為を

する権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

　　エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材

又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質　　疑　　書

令和 　　　年 　　月 　　日

大阪市長　　横山　英幸　様

住　　所

氏　　名

（事務担当者）

氏　　名

電　　話

E-MAIL

|  |
| --- |
| 質疑内容 |
| （記入例；募集要項　P　　番号　　の○○○○について） |

価　格　提　案　書

令和　　年 　　月 　　日

大阪市長　　横山　英幸　様

大阪市健康局が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号  （必ず記載してください） | 応　募　価　格 | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  | 円 |

□　応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。

□　応募価格は１台当たりの月額使用料（税抜き）とします。

□　金額の前枠に、「￥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

価格提案書の記載についての注意事項

（１）訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。

（２）「年月日」欄は、価格提案の実施年月日を記入してください。

（３）「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。

ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。

（４）「金額」欄は、１枠に１字ずつ算用数字「１、２、３････」で記載し、金額の前枠に「￥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。

（５）応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。

（６）誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線＝で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。

　「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線＝で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。

（７）使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。

（８）「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。

**記載例**

価　格　提　案　書

令和　７年 ５月 ２６日

大阪市長　　横山　英幸　様

大阪市健康局が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者募集において、下記の金額で当該地設置事業者として使用許可を希望します。

大阪市中央区本町１丁目４番５号

株式会社　連調

住　　所

代表取締役社長　管財太郎

大阪

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

代理人が提案するときは、氏名の下に上記代理人と記載し、代理人の氏名を記載してください。

上記代理人　大阪　花子

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

金額の前に留印

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件番号  （必ず記載してください） | 応　募　価　格  3 5 0 0 0 | | | | | | | | |
| ア |  |  |  | ￥ |  |  |  |  | 円 |

□　応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。

□　応募価格は１台当たりの月額使用料（税抜き）とします。

□　金額の前枠に、「￥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

（例）　1,235円　を　1,335円と訂正する場合

**1,335 　　　　　3**

**(正)1,235 (誤)1,235**

令和　　年　　月　　日

委　任　状

大阪市長　横山　英幸　様

（　委　任　者　）

　住　　　　　　所

氏　　 名 印

下記の者を代理人と定め、貴市における清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

（　受　任　者　）

　住　　　　　　所

（ 所　在　地 ）

氏　　　　　　名

申請書（表）

行政財産使用許可申請書

令和　　年　　月　　日

大阪市長

申請者　住所

氏名

生年月日　　　　　年　　月　　日生

担当者名

連絡先

E-MAIL

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので、許可くださるよう申請します。なお、申請にあたっては、本物件の事業者募集にかかる募集要項の内容を確認しており、使用許可を許可しない相手方者ではないことを誓約します。

記

1　名　　称　　［本市財産名称］

2　所在地　　［代表地番まで記載］

［建物の場合は、住居表示も併記］

3　使用面積又は数量

4　使用期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

5　使用目的

　自動販売機設置

6　添付資料

（１）位置図

（２）使用計画図

誓約事項

申請書（裏）

大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

２　私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　私が本誓約書１に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令健第　　　　号

令和　年　　月　　日

使用者　住所

氏名　　　　　　　　　様

大阪市長　横山　英幸

（健康局健康施策課）

令和　　年　　月　　日付けをもって申請のあった本市健康局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の４第７項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

（使用物件）

第１条　使用を許可する物件は、次のとおりとする。

所　　在　　［代表地番まで記載］

［建物の場合は、住居表示も併記］

名　　称　　［本市財産名称］

面積［又は数量］　　　　　　ｍ2

使用部分　　［階層などの位置を記載のうえ］詳細別図のとおり

（用　　途）

第２条　使用者は、前記の物件を清涼飲料水自動販売機の設置の用に供するものとし、自動販売機による商品販売について自らの責任と負担により、次の各号を遵守し、商品の搬入その他で本市の業務に支障を与えないようにしなければならない。

1. 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
3. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。

（使用期間）

第３条　使用期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

２　使用者は、前項に掲げる使用期間満了から１年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、当初許可の日から５年を超えることはできない。

３　使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の３か月前までに、書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。

４　使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前30日までに、書面にて申請しなければならない。

（使用料）

第４条　使用料は、総額　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

２　既納の使用料は、第10条第１項第１号の場合を除き、還付しない。

（保証金）

第５条　使用者は、保証金として金　　　　　円を令和　　年　　月　　日までに本市に納入しなければならない。

２　保証金は、使用料等の納入を遅延した場合においてこれに充当するほか、本市使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

３　前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によってもなお不足額があるときは追納しなければならない。

４　保証金は、第11条の定めによる原状回復をしたときに、これを還付する。

（延滞金）

第６条　納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

（経費の負担）

第７条　使用者は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

（使用上の制限）

第８条　使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

２　使用者は、使用物件を第２条に指定する用途以外に供してはならない。

３　使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原形を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

（第三者の使用の禁止）

第９条　使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。

（使用許可の取り消し又は変更）

第10条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1)　本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合

(2)　使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3)　不正の手段によってこの許可を受けたとき

２　前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

（1）使用者が大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

（2）大阪市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

３　前２項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

（原状回復）

第11条　使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

２　使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は異議を申立てることができない。

（損害賠償）

第12条　使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

２　前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条　使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

（実地調査等）

第14条　市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

（疑義の決定）

第15条　本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

（不服申立ての教示）

１　この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

２　この許可については、上記１の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

（不服申立ての教示）

１　この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

２　この許可については、上記１の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

（不服申立ての教示）

１　この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

２　この許可については、上記１の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

（不服申立ての教示）

１　この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

２　この許可については、上記１の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。